

# K-Report

2011年 6月 1日発行  
第1巻 第3号

《発行者》 協同組合 愛知労務協会

富田謙社会保険労務士事務所 所長 富田 謙

■住所

〒460-0011 愛知県名古屋市中区大須四丁目 11 番 39 号 川本ビル 4 階

TEL 052-261-2611 FAX 052-261-2612

URL <http://www.tomiken.org>



## 1. 東日本大震災復興支援に伴う助成金拡充

### ■被災者雇用開発助成金のご案内

東日本大震災の被災者に対する就労支援・雇用創出を促進するため、緊急総合対策として位置付けた【『日本はひとつ』しごとプロジェクト】のフェーズ2が発表されました。その中で、被災した方々の新たな就職に向けた支援として、雇い入れる企業への助成が拡充されることとなりました。

被災者支援、また、企業での人材確保策のひとつとして是非ご活用下さい。

### ●被災者雇用開発助成金

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として平成23年5月2日以降に雇い入れる事業主に対して支給されます。

《対象労働者》

1. 震災により離職された方(以下の①～③のいずれにも該当する方)

- ① 東日本大震災発生時に被災地域(※1)において就業していた方
- ② 震災後に離職し、その後安定した就業についたことのない方
- ③ 震災により離職を余儀なくされた方

※1…震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域(東京都を除く)

2. 被災地域に居住する方(※2、※3)

※2…震災後、安定した職業についたことのない方

※3…震災により被災地域以外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

《支給額》

対象労働者に支払われた賃金の一部として、支給対象期間(6ヵ月)ごとに支給されます。なお、助成対象期間は1年間です。

短時間労働者以外	大企業	第1期 25万円	第2期 25万円
	中小企業	第1期 45万円	第2期 45万円
短時間労働者	大企業	第1期 15万円	第2期 15万円
	中小企業	第1期 30万円	第2期 30万円

### 目次

- 1 東日本大震災復興支援に伴う助成金拡充
- 2 ワークライフバランス推進の効果
- 3 所長コラム

短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

## 2. ワークライフバランス推進の効果

### ■個人・企業にとってのメリット

個人と企業へのメリットが循環すると、

- 少子化の抑制
- 地域社会のつながり形成
- 労働力人口の確保
- 持続的発展
- 社会全体の活力向上など、  
といったメリットが社会全体にもたらされるようになります。

ワークライフバランスが推進されることにより、個人にとっては一人ひとりの考え方や、人生の各段階(子育て期・中高年期など)のニーズに応じて、多様な働き方を選択する事ができます。また、企業にとっては、職場の人間関係やコミュニケーションが良くなり、従業員の満足度や会社への貢献意欲が向上し、企業の競争力を高めることができるなど様々なメリットをもたらします。

#### 【個人のメリット】

- 家事・育児・介護等の家庭と仕事の両立が可能
- 仕事とプライベートのバランスがとれ、心身の健康保持増進
- 余暇活動や自己啓発、地域活動への参加など、充実した生活を実現
- 仕事の効率・満足度アップ！モチベーションアップ！

#### 【企業にメリット】

- 多様な従業員(若者・女性従業員など)の定着(離職率の低下)
- 優秀な人材の確保(採用コスト減、労働生産性向上)
- 従業員の創造性・視点の多様化
- 働き方の効率化、経営コストの削減(残業代など)
- 企業イメージや評価の向上(宣伝効果)

また、社会全体にとってもワークライフバランスを推進することは必要不可欠です。今後、労働力人口の減少が更に進行する中、誰もが多様な働き方を選択でき、多様な人材が能力を発揮して働き続けることは、経済活動の活力を保つためにも重要となります。



## 3. 所長コラム

### ■労災隠し

『麒麟の翼』 東野圭吾著(講談社)

事件は、日本橋で起きる。「カネセキ金属」製造本部長青柳武明が心臓にナイフで一突き、強盗殺人の被害者となるところから始まる。被害者の所持品を持ち、警察官から逃げ、トラックに轢かれ瀕死の重傷、その後死亡する犯人と思われる成年八島冬樹。事件の捜査が進むにつれ、被疑者八島冬樹は被害者が勤める「カネセキ金属」に派遣労働者として働いていたことがあり、契約満了で退職していることが判明。再雇用(派遣)を迫ったが聞き入れられず、殺害に至ったと思われ、被害者の家族は憐みの目で見られ、被疑者の愛する女性は、絶望と悲しみの底に追いやられる。しかし、そこで新しい事実が…。

労災事故にあった八島冬樹は、会社の面子から治療も受けられず、派遣労働者という立場から再雇用が認められなかった。この事実がマスコミに。労災隠しを指示したのは全て被害者の指示によるものだと会社は証言。「労災隠しは、犯罪です」、マスコミがはやし立て、被害者の家族は好奇の目で見られることに。

労災隠しは、犯罪です。ここで一つ。労災保険を使わず、実費により治療することは、労災隠しになりません。労働者私傷病報告を休業 4 日以上の場合場合は遅滞なく、4 日未満の場合は四半期ごとに翌月末日までに届出が必要です。

「大した怪我じゃない」と言わず、労働者私傷病報告をお忘れなく。